

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成30年11月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のために>

※流水焼を守る会様（常呂町）

○北見地方技能士会様（東三輪） 30,000円

○ヘアショップ新世界様（三住町） 75,000円

○北見トヨペット様（とん田東町） 100,000円

### <故人が生前お世話になったため>

○長尾 きみ子様（留辺蘂町） 50,000円 ○林 英敏様（端野町） 30,000円

○上家 清子様（留辺蘂町） 30,000円 ○松浦 鈴子様（端野町） 50,000円

○早川 ヨシ子様（留辺蘂町） 20,000円 ○荒井 理一様（端野町） 30,000円

### <各種事業での募金・収益を>

※北見市端野町文化連盟様（端野町）